

22 公正取引委員会 非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2220010	著作物(音楽用CD等)に関する再販維持制度適用除外の見直し	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第4項	メーカーが小売価格を定めてそれを契約により守らせる行為(再販売価格維持行為)は、独占禁止法上原則として禁止されるものであるが、音楽用CD等の著作物の発行者等が行う場合については、独占禁止法第23条第4項の規定により例外的に許容されている。	D		<p>独占禁止法第23条第4項の規定は、音楽用CD等の著作物について再販売価格維持行為を例外的に許容するものであるが、この規定は、音楽用CD等のメーカーに対して再販売価格維持行為を行うことを国が義務付けるものではなく、仮に、音楽用CD等のメーカーが特定地域について再販売価格維持行為を行わないこととするのであれば、現行制度においても可能である。</p> <p>なお、著作物再販制度について、公正取引委員会は、平成13年3月、競争政策上は廃止されるべきものであるが、同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にあることから、独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であるとしたところであり、現時点においても、同制度の廃止についての国民的合意が形成されるには至っていないと認識している。</p>	1124010	著作物に関する再販維持制度適用除外の見直し	<p>消費者は現在CDなどの音楽ソフトを購入する場合には価格競争による利益を十分に得ていない。再販制度によって消費者ではなくメーカーが安定した利益を享受している現在の状況は消費者利益の保護に反する。またCDよりも情報量が多いDVDが著作物の対象になっていることは、著作物再販制度の内容の整合性について問題を残す。従って国民の利益向上と政策の一貫性を図るために、音楽ソフトに関する著作物再販制度について早急の見直しが必要である。しかしその社会的影響を懸念した場合には、音楽ソフトに関する独禁法の不公正取引を適用した特区を設置すべきである。</p>	<p>再販維持制度の適用除外品目のうち音楽ソフトに関しては趣味・嗜好性が高いため、身近に購入する機会が書籍等と同程度には必要ないと考えられる。また、海外では音楽ソフトの再販制度は既に廃止されている。なお、著作物再販維持制度見直しの反対論として国民の知る権利を阻害する可能性や文化の多様性の確保ができなくなるという意見があるが、現在では一般家庭にパソコンは普及しておりネット上でCDの購入や音楽ダウンロードが可能であり、また高齢者や児童の購入機会への影響に関しては店頭での商品注文が可能であることから大きな弊害が発生するとは考えにくい。公正取引委員会が当制度を当面維持すると発表した平成13年から約5年が経過しネット上でのCD購入や音楽ダウンロード、DVDの普及により音楽ソフトの環境は大きく変化している。現実に即した議論をさらに深め、再度見直しの検討をするためにも特区設置による実証的検証が必要である。</p>	東京都	個人	公正取引委員会	